

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、一月一日現在、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）の市町村長に送付してください。

市町村 処理欄	台帳	新年	

田村市長様
年 月 日 提出

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地・名称	〒	連 絡 先				給 与 所 得 者	受給者 番 号	氏 名	旧姓								
											生年月日	年 月 日						
								住 所	1月1日現在									
			異動後の住所															
			個人番号又は法人番号															

(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)－(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給 与 支 払 額
円	月から 月まで 円	円	..	1. 退 職 2. 転勤(職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理 由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付して下さい。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地・名称	〒	指定番号													
				受給者番号													
				連 絡 先	係												
					氏 名												
					TEL												
個人番号又は法人番号																	

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日 年 月 日	一括徴収税額(左記(ウ)と同額) 円	
一括徴収した税額は 月分で納入します。		異動者印
・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いいたします。		

6月分		
7月分以降		

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないで下さい。)

指定番号	受給者番号	地 区	世 帯	宛名番号	徴 収 月	異動事由	更 正 月	転 勤 (職) 後		切替月
								指定番号	受給者番号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異 動 処理月